

◇ NPO法人への寄付

Q : 私は、NPO法人に財産の一部を遺贈しようと思っています。相続税の取扱いはどうなりますか？

A : 認定NPO法人に対する遺贈は、相続税法上、非課税となります。

【解説】

最近、ボランティア活動を第二の人生の生きがいとして、積極的に活動されている人が多いようですが、こうしたボランティア活動をする団体のうち一定の団体への財産の遺贈は相続税が非課税とされています。

一定の団体とは、いわゆるNPO法人のうち、国税庁長官の認定を受けた認定NPO法人に対するものですが、この認定NPO法人に対して財産を遺贈した場合、又は相続により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までにその認定NPO法人に対して寄付をした場合には、その寄付をした財産の価額は相続又は遺贈にかかる相続税の課税価格に算入しなくてよいこととされています。

ただし、その寄付をした者又はその親族等の相続税の負担が不当に減少することとなる場合や、その寄付を受けた認定NPO法人が、寄付のあった日から二年を経過する日までに認定NPO法人に該当しなくなった場合、その寄付により取得した財産を同日においてなおNPO活動にかかる事業の用に供していない場合などは適用が受けられませんので注意してください。

